

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年4月20日（木）

午後2時

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第67号 さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則について

議案第68号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

3 そ の 他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

4 閉 会

議案第67号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則について

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年4月20日提出

さいたま市教育委員会
教育長 稲葉康久

別紙

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------|--------|-----------------|-------------|-------------------|--------|-----------------|-------------|
| 別表（第3条関係） | | | | 別表（第3条関係） | | | |
| 名称 [略] | 全日制の課程 | | | 名称 [略] | 全日制の課程 | | |
| | 学科 | 男・女 共学の 別 | 生徒 定員 | | 学科 | 男・女 共学の 別 | 生徒 定員 |
| さいたま市立大 宮西高等学校 | 普通科 | 共学 | <u>480人</u> | さいたま市立大 宮西高等学校 | 普通科 | 共学 | <u>720人</u> |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市立大宮西高等学校の生徒定員の変更に伴い、さいたま市立高等学校通則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成30年4月1日です。

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答を、別紙のとおり報告する。

平成29年4月20日提出

さいたま市教育委員会
教育長 稲葉 康久



総総総 第4144号
平成29年3月31日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議の一部を改正する協議について (回答)

平成29年3月30日付け教管教総第3822号で協議のありました標記の
件について同意します。

総務局総務部総務課
担当：大 竹
内線：2313

